

議案第10号

白岡市手数料条例の一部を改正する条例

白岡市手数料条例（平成12年白岡町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第53号手数料の金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算した額
ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したもの、同法第6条第1項の設計住宅性能評価書（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）の写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。）があるもの
① 一戸建ての住宅は、1件につき 5,000円
② 住宅用途を含む建築物の住宅部分
a 床面積の合計が300平方メートル未満のものは、1件につき 11,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のものは、1件につき 23,000円
③ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分
a 床面積の合計が300平方メートル未満のものは、1件につき 11,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のものは、1件につき 19,000円
イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第10条第2号イ①及びロ①に定める基準に適合するもの
① 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のものは、1件につき 40,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のものは、1件につき 44,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のものは、1件につき 80,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のものは、1件につき 135,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のものは、1件につき 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のものは、1件につき 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

a 床面積の合計が300平方メートル未満のものは、1件につき 38,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のものは、1件につき 66,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のものは、1件につき 267,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のものは、1件につき 334,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用

途を含む建築物の非住宅部分

- (7) 床面積の合計が300平方メートル未満のものは、1件につき 102,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のものは、1件につき 130,000円

別表第55号中「第53号ア(7)、(イ)及び(ウ)並びにイ(7)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)」を「第53号」に改める。

別表第57号イ中「(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)」を削る。

別表第59号イ中「第10条第2号イ及びロ」を「第10条第2号イ(1)及びロ(1)」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅

- a 床面積の合計が200平方メートル未満のものは、1件につき 20,000円
- b 床面積の合計が200平方メートル以上のものは、1件につき 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のものは、1件につき 38,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のものは、1件につき 66,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月16日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。